

施設基準等に係る届出について

当院は、次の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局に届出を行っています。

【基本診療料の施設基準等に係る届出】

- ・ 精神病棟入院基本料（15 対 1 入院基本料）（2F 病棟）
- ・ 看護配置加算（2F 病棟）
- ・ 看護補助加算 1（2F 病棟）
- ・ 地域加算（3 級地）（2F・3F・4F・5F 病棟）
- ・ 夜間看護体制加算（2F 病棟）
- ・ 看護補助体制充実加算 1
- ・ 精神療養病棟入院料（3F・4F・5F 病棟）
- ・ 医療安全対策加算 2（2F・3F・4F・5F 病棟）
- ・ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算（2F・3F・4F・5F 病棟）
- ・ 患者サポート体制充実加算（2F・3F・4F・5F 病棟）
- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1（2F 病棟）
- ・ 重症者加算（3F・4F・5F 病棟）
- ・ 診療録管理体制加算 2（2F 病棟）
- ・ 口腔管理連携加算（2F・3F・4F・5F 病棟）
- ・ 精神科慢性身体合併症管理加算（2F・3F・4F・5F 病棟）
- ・ 精神病棟看護・多職種協働加算（2F 病棟）

【特掲診療料の施設基準等に係る届出】

- ・ 精神科作業療法
- ・ 精神科デイ・ケア
- ・ 精神科ショート・ケア
- ・ 精神科デイ・ナイト・ケア
- ・ 医療保護入院等診療科
- ・ エックス線及びCT撮影
- ・ 薬剤管理指導料（2F 病棟）
- ・ 退院時共同指導料 1

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。
ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

保険医療機関及び保険医療担当規則の定めるところにより次の内容をお知らせします。

1. 当病院の 2F 病棟許可病床 70 床は、精神病棟入院基本料(15 対 1 入院基本料)の施設基準によるものです。

平均して 1 日に 11 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と 5.5 人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝(朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分)
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内で、
看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 11 人以内です。
- ・ 夕方(夕方 16 時 30 分～深夜 0 時 30 分)
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 28 人以内です。
- ・ 深夜(深夜 0 時 30 分～朝 8 時 30 分)
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 28 人以内です。

2. 当病院の 2F 病棟は、次の各項目について施設基準等に適合しています。

- ・ 看護配置加算
- ・ 看護補助加算 1
- ・ 夜間看護体制加算
- ・ 看護補助体制充実加算 1
- ・ 地域加算
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
- ・ 医療保護入院等診療料
- ・ 診療録管理体制加算 2
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 入院ベースアップ評価料 23
- ・ 口腔管理連携加算
- ・ 精神科慢性身体合併症管理加算
- ・ 精神病棟看護・多職種協働加算

3. 当病院の 2F 病棟は、入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。

4. 保険医療機関の従業者以外の者による看護(付添看護)について、当病院においては、患者様の負担による付添看護は認められておりません。

保険医療機関及び保険医療担当規則の定めるところにより次の内容をお知らせします。

1. 当病院の 3F 病棟 許可病床 60 床は、精神療養病棟入院料の施設基準によるものです。

平均して 1 日に 11.6 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者が勤務しています。

- ・ 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の 5 割以上は看護職員です。
- ・ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の 2 割以上が看護師です。
- ・ 当院には、精神保健指定医が 2 名以上常勤しています。
- ・ 各病棟に談話室・食堂・面会室・浴室及び公衆電話を設けています。
- ・ 一看護単位当り許可病床 60 床（年間平均 54 床）となります。

なお、一看護単位時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝（朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分）
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内で、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。
- ・ 夕方（夕方 16 時 30 分～深夜 0 時 30 分）
看護職員 1 人当たり受け持ち数は 2 7 人以内で、看護補助者 1 人当たり受け持ち数は 2 7 人以内です。
- ・ 深夜（深夜 0 時 30 分～朝 8 時 30 分）
看護職員 1 人当たり受け持ち数は 2 7 人以内で、看護補助者 1 人当たり受け持ち数は 2 7 人以内です。

2. 当病院の 3F 病棟は、次の各項目について施設基準等に適合しています。

- ・ 精神療養病棟入院料
- ・ 地域加算
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 重症者加算
- ・ 口腔管理連携加算
- ・ 精神科慢性身体合併症管理加算

3. 当病院の 3F 病棟は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

4. 保険医療機関の従業者以外の者による看護（付添看護）について、当病院においては、患者様の負担による付添看護は認められておりません。

保険医療機関及び保険医療担当規則の定めるところにより次の内容をお知らせします。

1. 当病院の 4F 病棟 許可病床 60 床は、精神療養病棟入院料の施設基準によるものです。

平均して 1 日に 11.2 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者が勤務しています。

- ・ 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の 5 割以上は看護職員です。
- ・ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の 2 割以上が看護師です。
- ・ 当院には、精神保健指定医が 2 名以上常勤しています。
- ・ 各病棟に談話室・食堂・面会室・浴室及び公衆電話を設けています。
- ・ 一看護単位当り許可病床 60 床（年間平均 55 床）となります。

なお、一看護単位時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝（朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分）
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内で、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。
- ・ 夕方（夕方 16 時 30 分～深夜 0 時 30 分）
看護職員 1 人当たり受け持ち数は 28 人以内で、看護補助者 1 人当たり受け持ち数は 28 人以内です。
- ・ 深夜（深夜 0 時 30 分～朝 8 時 30 分）
看護職員 1 人当たり受け持ち数は 28 人以内で、看護補助者 1 人当たり受け持ち数は 28 人以内です。

2. 当病院の 4F 病棟は、次の各項目について施設基準等に適合しています。

- ・ 精神療養病棟入院料
- ・ 地域加算
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 重症者加算
- ・ 口腔管理連携加算
- ・ 精神科慢性身体合併症管理加算

3. 当病院の 4F 病棟は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

4. 保険医療機関の従業者以外の者による看護（付添看護）について、当病院においては、患者様の負担による付添看護は認められておりません。

保険医療機関及び保険医療担当規則の定めるところにより次の内容をお知らせします。

1. 当病院の 5F 病棟 許可病床 60 床は、精神療養病棟入院料の施設基準によるものです。

平均して 1 日に 11.3 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者が勤務しています。

- ・ 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の 5 割以上は看護職員です。
- ・ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の 2 割以上が看護師です。
- ・ 当院には、精神保健指定医が 2 名以上常勤しています。
- ・ 各病棟に談話室・食堂・面会室・浴室及び公衆電話を設けています。
- ・ 一看護単位当り許可病床 60 床（年間平均 55 床）となります。

なお、一看護単位時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝（朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分）
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内で、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。
- ・ 夕方（夕方 16 時 30 分～深夜 0 時 30 分）
看護職員 1 人当たり受け持ち数は 28 人以内で、看護補助者 1 人当たり受け持ち数は 28 人以内です。
- ・ 深夜（深夜 0 時 30 分～朝 8 時 30 分）
看護職員 1 人当たり受け持ち数は 28 人以内で、看護補助者 1 人当たり受け持ち数は 28 人以内です。

2. 当病院の 5F 病棟は、次の各項目について施設基準等に適合しています。

- ・ 精神療養病棟入院料
- ・ 地域加算
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 重症者加算
- ・ 口腔管理連携加算
- ・ 精神科慢性身体合併症管理加算

3. 当病院の 5F 病棟は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

4. 保険医療機関の従業者以外の者による看護（付添看護）について、当病院においては、患者様の負担による付添看護は認められておりません。

院内感染対策に関する業務指針

1. 基本理念

当院における感染対策は、患者さまやご家族の方はもとより、病院に関わる全ての方々を対象に、「標準予防策」を基本とした感染予防対策を実施しております。

また、医療機関内の感染発生を未然に防止すること、あるいは、発生した場合は拡大防止に対する可及的速やかな措置及び、終息を図ることが医療機関の義務と考え実施しております。

2. 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

全職員を対象とした感染対策に対する研修会・講習会を年2回以上開催しております。

また、各部署に感染対策マニュアルを配布し、感染防止に対する基本的考え方、予防対策および感染対処方法について全職員に周知徹底を図っております。

3. 院内感染に対する委員会及び院内ラウンド実施事項

月1回院内感染防止対策委員会を開催し、定期的に感染防止対策を目的とする院内ラウンドを実施しております。

4. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染事例が発生した場合は、院内感染対策委員長が速やかに現状を把握し、必要に応じて臨時院内感染防止対策委員会を開催し、院内感染の拡大防止に努めます。

また、報告が義務付けられている感染症が発生した場合は、速やかに保健所に報告し、地域医療機関や保健所等の関係機関と連携を図り対処を行います。

5. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合は、ポスター等の掲示物で広い範囲で情報提供を行い、合わせて感染防止のため、面会時においてマスクの使用や面会謝絶等の院内感染予防対策を実施する場合があります。

6. その他院内感染対策の推進のための必要事項

院内感染対策を推進するため「院内感染防止対策マニュアル」を作成し、全職員への周知徹底を図ると共に、現状に即した適正運用の推進をめざして、院内感染対策マニュアルの見直しや訂正を行っております。

また、公的機関が発信する感染症発症情報等の収集に務めております。

大和病院

院内感染防止対策委員会

患者サポート相談窓口について

当院では、患者さんのサポートとして病気に関する医学的な質問、生活上及び入院に際しての質問や改善、ご希望等、様々な医療問題に関する相談窓口を設置しております。

相談窓口と各部門（医療・看護・医療福祉・お薬・栄養相談等）が連携して支援相談を行っております。

【患者サポート相談窓口受付時間】 月曜日～土曜日 8：30～12：00

医療安全相談窓口について

当院では、患者さんやご家族から、医療安全に関するご質問、ご相談、ご意見などを伺い、不安なく治療を受けられるよう相談窓口を設置しています。

【医療安全相談窓口受付時間】 月曜日～土曜日 8：30～16：30

1. 各部門に患者支援担当者を配置し、親切丁寧にご相談に応じております。
2. 相談内容については、支援担当者でカンファレンスを行い、患者さんの相談内容を再度検証し、患者さんが安心して利用し易い病院の構築に役立てております。なお、相談内容は、患者様が不利益を受けないよう適切な配慮のもとで処理をさせていただきます

なお、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は、お休みとさせていただきます。

令和5年4月1日

医療法人正史会 大和病院

「口腔管理連携加算」について

当院は、厚生労働大臣が定める「口腔管理連携加算」の施設基準の適合について、地方厚生局長に対して届出を行っております。

当院とは別の歯科医療機関との間で、入院患者様への機動的な口腔管理支援を提供する連携体制を構築しており、入院中に口腔状態の課題から治療上の困難が生じた場合には、必要に応じて病棟内において以下の連携歯科医療機関による歯科訪問診療（歯科診療）が実施される体制を整えております。

連携医療機関：医療法人社団 湘南誠心会 パーク歯科クリニック

令和 8 年 7 月 1 日

大和病院

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

令和 8 年 7 月 1 日

大和病院長

地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 に関する掲示

当院では、患者様に安全かつ適切で継続的な医療を提供するために、以下の取組を実施しています。

1. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進

当院では、医療費負担の軽減や医療資源の有効活用の観点から、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。

2. 医薬品の供給不足時の対応

現在、一部の医薬品において全国的な供給不足や出荷停止が発生する場合があります。当院では、患者様に必要な治療が継続できるよう、代替薬の選定や処方調整など柔軟に対応できる体制を整備しています。

3. 処方変更時の十分な説明

医薬品の供給状況によっては、患者様に投与する薬剤(銘柄)が変更となる可能性があります。変更を行う場合は、医師または薬剤師から十分な説明をいたします。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和 8 年 8 月 1 日

大和病院長

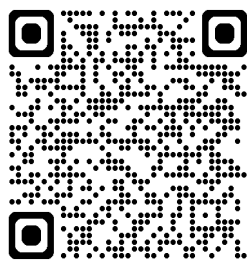
先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和 8 年 6 月から、先発医薬品
と後発医薬品の価格差の 2 分の 1 相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願い
いたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 2 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



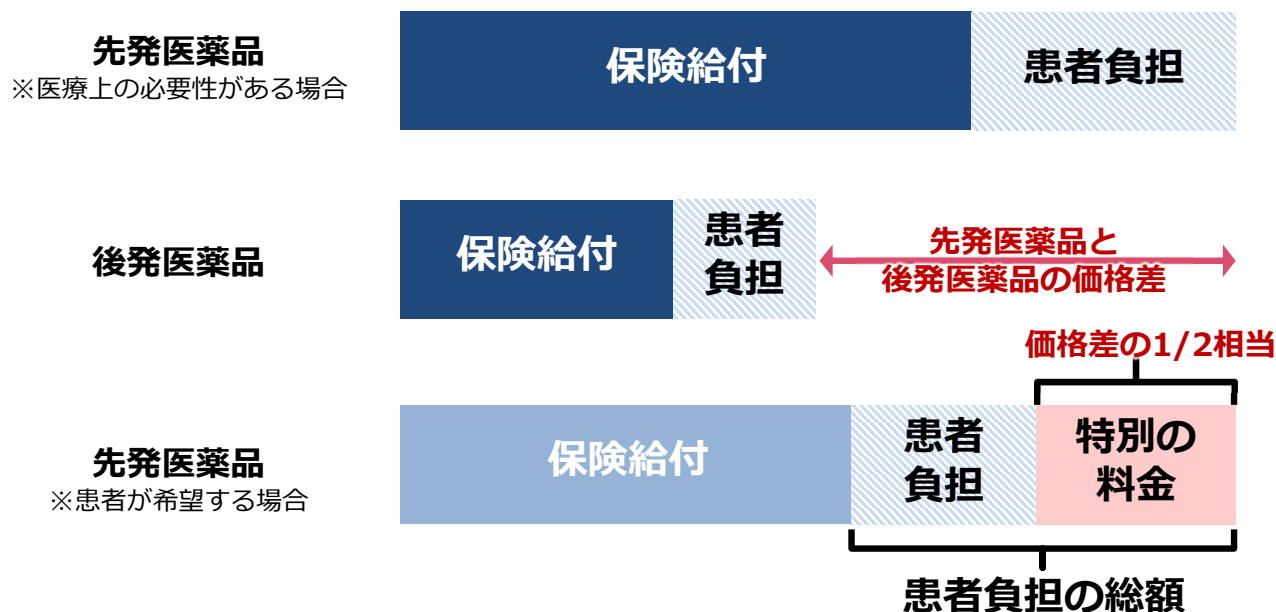
厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。令和8年6月から、後発医薬品の更なる使用促進に向けて、「特別の料金」を先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当とします。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に行っている観点から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので予めご了承ください。また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方についても無料で発行しています。

※明細書の発行を希望されない患者様は、会計窓口へお申し出ください。

大和病院

文書(各種診断書・証明書)料・入院料外諸経費

1. 文書料(各種診断書・証明書料)一覧表

	項 目	担当課	通	金額(消費税含む)
1	入院・通院証明書(当院発行)	医事課	1	3,300円
2	支払証明書	医事課	1	3,300円
3	診断書(自立支援申請用)・傷病証明書(職安用)	医事課	1	5,500円
4	医師意見書(保健所用)・受診状況等証明書(社会保険事務所用)	医事課	1	5,500円
5	一般診断書(当院発行)	医事課	1	5,500円
6	治療証明書・医療証明書・病状証明書・診療証明書・病状報告書	医事課	1	5,500円
7	健康診断書	医事課	1	5,500円
8	死亡診断書	医事課	1	11,000円
9	障害者手帳年金診断書	医事課	1	14,300円
10	障害年金受給権者現況届	医事課	1	14,300円
11	国民年金・船員保険診断書	医事課	1	14,300円
12	精神障害者保健福祉手帳診断書	医事課	1	14,300円
13	その他	医事課	1	3,300円以上

2. 入院料外諸経費

	項目		金 額	備考(考え方・理由)
1	医業外代行料	1日	200円	入院患者日用品購入業務及び預り金病院管理等医業外代行業務
2	通帳管理代行料	1日	50円	各種預金通帳を保管し、入出金手続きを代行する場合
3	貴重品保管料	1日1品	20円	通帳・印鑑は1品とする
4	私物保管料	1日1個	20円	病室以外で保管する衣類等(2個以上有料)
5	各関係機関面接料	1回	4,400円	保険診療外の相談を医師が行った場合
6	死後処置料	1件	13,200円	
7	死後処置料(浴衣代含む)	1件	16,500円	
8	入院セット	1日	260円～1,782円	院内衛生管理の徹底及び患者様(ご家族様)の負担軽減を目的として、入院中に必要となるタオル、日用品、オムツ等のレンタル料。セット内容により金額が異なります。(別紙参照)

3. 保険外併用療養費

特別の療養環境の提供 (差額室料)		金 額	
	1日	5,500円	2床(509号・522号)
	1日	3,300円	8床(209号・222号・309号・322号・409号・422号 503号・521号)

注意事項

- 特別療養環境室の入室・利用の方は、「特別療養環境室(差額ベッド)入室申込書」をご記入いただきます。
- 実際に入室・利用されるお部屋は主治医が決めさせていただきます。
- 特別療養環境室の利用に対する差額ベッド料は、患者様の入院費請求書において
- 特別療養環境室の差額料金は、利用開始日(入室日)と退室日(退院日・他の部屋への移動日)は、入退室の時間にかかわらず1日として計算いたします。
例えば、1泊2日であっても、差額料金は2日分となります。また、一度退室された後は別の利用者が使用されるため、退室日当日であっても再入室できない場合があります。
- 特別療養環境室(差額ベッド)入室申込書は、内容確認のため、本書の写しをお渡しいたします。